

# こども食堂づくり実践講座運営業務 仕様書

## 1 委託業務名

こども食堂づくり実践講座運営業務

## 2 委託目的

生駒市こども計画では、こどもの居場所づくりを重点施策として掲げ、こどもが自分らしく自由に過ごすとともに、地域の大人と自然に関わりを持つ中で緩やかなつながりを持ち、こどもが安心して相談できるなど、こどもにとって居心地のよい居場所の創出を目指している。一方で、市内にこどもの居場所が十分に備わっているとはいえない状況で、全国に広がるこども食堂も、設置数が奈良県内他市と比較して大幅に少ない状況である。

こども食堂の立ち上げ及び継続を促進していくためには、単にこども食堂の意義や実施スキーム、支援内容を知識として提供するだけにとどまらず、実践を含む試行錯誤やそのなかで生じる課題の克服などを総合的に支援することが重要である。

本業務は、こども食堂の開設・運営につなげる実践的な連続講座を実施することで、こどもが安心して過ごせる場を地域につくりたい人をこどもの居場所づくりの担い手として養成し、ひいては生駒市内にこどもの居場所を増やすことを目的とするものである。

講座運営は、講座受講者へのフォローアップを行い、食事付きこどもの居場所を新規に立ち上げた実績が豊富な事業者へ委託することで、より実践的で効果の高いプログラムを提供するものとする。

## 3 履行機関

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 業務概要

- (1) 時 期 令和7年11月頃から令和8年1月頃の間、1回2時間半～4時間の講座を5回程度で実施するとともに、講座の終了後、担い手へのフォローアップを令和8年1月頃から3月頃に実施する。
- (2) 場 所 北コミュニティセンター、生駒市内の本業務を実施する際に適切な場所(受注者が提案し、発注者と受注者の協議の上決定する)
- (3) 対象者 18歳以上の市内在住もしくは在勤者
- (4) 定 員 15名程度
- (5) 内 容 受講者が生駒市内にこども食堂を新規に立ち上げることを目的とした実践的な連続講座への企画設計への助言と講座の運営、担い手へのフォローアップ

## 5 業務内容

### (1) 連続講座の企画設計への助言

市では以下のような内容で5回の講座実施を検討している。目的を達成するためにより良いプログラムとなるよう協議し、企画をブラッシュアップするための助言を行う。

第1回 概論説明

生駒市における子どもを取り巻く環境、子どもの居場所の意義と役割、奈良県・生駒市の支援策等を学び、本講座の目的を共有することを目的に実施

#### 第2回 事例紹介

市内で活動している子ども食堂の運営者(3人程度)から話題提供をしてもらいながら、地域で子ども食堂をつくることや活動することを学び、イメージを膨らませることを目的に実施

※第2回と第3回の間、受講者の任意で子ども食堂の現場を訪問

第2回に話を聞いた活動を中心に、受講者それぞれの興味や関心にもとづいた参加(見学を含む)を行い、子ども食堂に対する理解を深める。この回については、見学時の留意点等について事前にアドバイスを行うこと。

#### 第3回 トライアル準備

献立、広報、当日のプログラム、収支の検討などトライアルのプラン作りと事前準備を行うことを目的に実施

#### 第4回 トライアル実施

約6名の子どもを招き、昼食を提供する活動を体験することを目的に実施

#### 第5回 事業計画の作成

トライアルを振り返り、来年度の立ち上げに向けた事業計画や収支計画について話し合うことを目的に実施

### (2)担い手へのフォローアップ

内容：講座の受講後、市内での子ども食堂立ち上げを来年度以降に本格的に取り組む受講者を対象とした伴走支援

- ・開催期間：1～3月を想定
- ・開催場所：生駒市内の本業務を実施する際に適切な場所(受注者が提案し、発注者と受注者の協議の上決定する)
- ・実施方法：対面もしくはオンライン
- ・【備考】
  - ・ミーティングは3回程度とする。また、受注者は3回のミーティングのうち、必ず1回は対面で出席すること。
  - ・会則等のフォーマットを参加者に提供すること。
  - ・メンターはミーティングに原則対面で3回出席すること。また、メンターへの出席依頼は受注者の業務とする。

### (3)各事業の実施準備と運営

- ・プログラム(各回の進行表、ワーク内容等)の準備と事前打ち合わせに関すること
- ・イベント保険への加入
- ・当日の進行、運営
- ・発注者と協議の上、関係機関を事例紹介の登壇者またはメンターとして招くこと。また、それに係る謝礼の支払いや連絡・調整業務も受注者の業務とする。
- ・トライアル準備とトライアル実施で使用する会場への謝礼の支払いや連絡・調整業務も業務

とする。

(4)備考

以下は発注者の担当業務とする。

- ・事例紹介の登壇者とメンターの決定(発注者と受注者の協議の上決定する)
- ・チラシの作成等、事業広報に係ること
- ・受講者への事後アンケート
- ・参加申込フォームの作成

6 その他の留意事項

- (1)個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (2)本業務の実施に当たっては、生駒市環境マネジメントシステムに準じて、環境行動を推進するものとする。
- (3)本業務の実施に当たっては、発注者と十分な打ち合わせをすること。なお、本業務に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (4)本業務において作成した成果品等は発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく使用してはならない。